

会長, 専務

日歯, 日歯連より FAX 779.

12/2 幸へ

日歯発第1483号

日歯連盟発第217号

平成22年12月17日

(医療管理課扱い)

都道府県歯科医師会会長 各位

都道府県歯科医師連盟会長 各位

日本歯科医師会

会長 大久保 満 男

(公印省略)

日本歯科医師連盟

会長 堤 直 文

(公印省略)

平成23年度税制改正について

平素より、本会会務の運営に特段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、次年度の税制改正につきましては、12月16日に「平成23年度税制改正大綱」が政府税制調査会において取りまとめられ、同日閣議決定されました。

これによって、社会保険診療報酬の所得計算の特例措置（いわゆる四段階制、租税特別措置法第26条・第67条）及び社会保険診療報酬に対する事業税非課税の特例措置は、次年度においては現行のまま存続することが決定いたしました。

大綱には、社会保険診療報酬の所得計算の特例措置についての記載はありませんが、事業税については「事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、平成22年度の議論を踏まえつつ、地域医療を確保するために必要な措置について、来年1年間真摯に議論し、結論を得ます。」と記載されており（P114）、見直しの動きは続いております。

本会は、医療の公共性・非営利性に鑑み、これらの医療税制については、是が非でも存続（恒久化）させなければならないとの強い決意をもっており、関係方面への働きかけを継続していく所存です。

本件に関して、これまでの各歯科医師会、各歯科医師連盟の多大なご支援ご協力に対し、厚く御礼申し上げます。